

第十七号の二様式 (平21内府令78・追加、平24内府令64・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

訂正発行登録書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定
内国資産流動化証券の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定
内国資産流動化証券の形態】(1)

【発行登録書の提出日】

年 月 日

【発行登録書の効力発生日】

年 月 日

【発行登録書の有効期限】

年 月 日

【発行登録番号】

【発行予定額又は発行残高の上限】

_____円

【発行可能額】

_____円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行
登録の効力停止期間は、 年
月 日（提出日）から 年
月 日までである。

【提出理由】(2)

【縦覧に供する場所】

名称

_____ (所在地)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第十七号様式に準じて記載すること。

(1) 発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態

発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態
(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。

(2) 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。

(a) 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新
たに提出されたこと。

- (b) 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。
- (c) 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。
- (d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。
- (e) 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。
- (f) 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。
- (g) その他記載事項の変更があったこと。